

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年4月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,068,461	603,550	448,165
標準的生産費(B)	1,209,058	768,139	506,104
差額(C) = (A) - (B)	-140,597	-164,589	-57,939
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	126,537.3	148,130.1	52,145.1
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	122,537.3	144,130.1	48,145.1
愛知県での繰延交付(※6)	繰延交付はありません。		
肉用牛交付金の交付日	令和2年6月26日(金)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年5月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,101,145	612,557	454,016
標準的生産費(B)	1,209,495	775,024	506,155
差額(C) = (A) - (B)	-108,350	-162,467	-52,139
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	97,515.0	146,220.3	46,925.1
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	93,515.0	142,220.3	42,925.1
愛知県での繰延交付(※6)	繰延交付はありません。		
肉用牛交付金の交付日	令和2年7月29日(水)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年6月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	948,290	591,123	452,204
標準的生産費(B)	1,209,768	802,694	505,625
差額(C) = (A) - (B)	-261,478	-211,571	-53,421
確定補填金交付単価 (D) = (C) × 0.9	235,330.2	190,413.9	48,078.9
愛知県での繰延交付(※6)	繰延交付はありません。		
肉用牛交付金の交付日	令和2年8月31日(月)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となりますが、今月期は岐阜県分は含まれていません。

2 令和2年4月期及び5月期の確定補填金単価と精算払交付額

(単位:円/頭)

月別	区 分	肉専用種(愛知)	交 雑 種	乳 用 種
4月期	確定補填金単価 ①	126,537.3	148,130.1	52,145.1
	概算払単価 ②	122,537.3	144,130.1	48,145.1
	精算払単価 ①-②	4,000.0	4,000.0	4,000.0
5月期	確定補填金単価 ①	97,515.0	146,220.3	46,925.1
	概算払単価 ②	93,515.0	142,220.3	42,925.1
	精算払単価 ①-②	4,000.0	4,000.0	4,000.0

- ※4・5月期補填の精算払い交付は、6月期の補填交付(1回目)と同日に振り込まれます。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年7月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,045,759	617,687	450,921
標準的生産費(B)	1,243,606	818,118	494,289
差額(C) = (A) - (B)	-197,847	-200,431	-43,368
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	178,062.3	180,387.9	39,031.2
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	174,062.3	176,387.9	35,031.2
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	43,515.6	—	—
愛知県での繰延交付(※6)	繰延交付はありません。		
肉用牛交付金の交付日	令和2年9月28日(月)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年8月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,023,349	656,939	449,173
標準的生産費(B)	1,243,764	827,024	506,525
差額(C) = (A) - (B)	-220,415	-170,085	-57,352
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	198,373.5	153,076.5	51,616.8
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	194,373.5	149,076.5	47,616.8
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	48,593.4	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和2年10月26日(月)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年9月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,045,802	641,221	447,289
標準的生産費(B)	1,243,348	823,326	490,852
差額(C) = (A) - (B)	-197,546	-182,105	-43,563
確定補填金交付単価 (D) = (C) × 0.9	177,791.4	163,894.5	39,206.7
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※9)	44,447.9	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和2年11月26日(木)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※9 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

2 令和2年7月期及び8月期の確定補填金単価と精算払交付額

(単位:円/頭)

月別	区 分	肉専用種(東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
7月期	確定補填金単価 ①	178,062.3	180,387.9	39,031.2
	概算払単価 ②	130,546.7	176,387.9	35,031.2
	精算払単価 ①-②	4,000.0	4,000.0	4,000.0
8月期	確定補填金単価 ①	198,373.5	153,076.5	51,616.8
	概算払単価 ②	145,780.1	149,076.5	47,616.8
	精算払単価 ①-②	4,000.0	4,000.0	4,000.0

- ※7・8月期補填の精算払い交付は、9月期の補填交付(1回目)と同日に振り込まれます。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年10月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,208,151	672,479	445,862
標準的生産費(B)	1,256,093	818,555	488,050
差額(C) = (A) - (B)	-47,942	-146,076	-42,188
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	43,147.8	131,468.4	37,969.2
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	39,147.8	127,468.4	33,969.2
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	9,787.0	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和2年12月24日(木)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとにならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年11月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,283,521	737,203	448,127
標準的生産費(B)	1,255,689	825,387	490,510
差額(C) = (A) - (B)	27,832	-88,184	-42,383
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	—	79,365.6	38,144.7
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	—	75,365.6	34,144.7
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	—	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和3年1月27日(水)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとにならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和2年12月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,346,270	786,997	442,419
標準的生産費(B)	1,255,519	819,358	485,521
差額(C) = (A) - (B)	90,751	-32,361	-43,102
確定補填金交付単価 (D) = (C) × 0.9	—	29,124.9	38,791.8
肉用牛交付金の交付日	令和3年2月24日(水)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※9 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

2 令和2年10月期及び11月期の確定補填金単価と精算払交付額

(単位:円/頭)

月別	区 分	肉専用種(東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
10月期	確定補填金単価 ①	43,147.8	131,468.4	37,969.2
	概算払単価 ②	39,147.8	127,468.4	33,969.2
	精算払単価 ①-②	4,000.0	4,000.0	4,000.0
11月期	確定補填金単価 ①	—	79,365.6	38,144.7
	概算払単価 ②	—	75,365.6	34,144.7
	精算払単価 ①-②	—	4,000.0	4,000.0

- ※10 10・11月期補填の精算払い交付は、12月期の補填交付(1回目)と同日に振り込まれます。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和3年1月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,285,817	760,481	442,341
標準的生産費(B)	1,211,750	786,487	491,184
差額(C) = (A) - (B)	74,067	-26,006	-48,843
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	—	23,405.4	43,958.7
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	—	19,405.4	39,958.7
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	—	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和3年3月29日(月)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとにならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和3年2月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,267,736	717,773	442,259
標準的生産費(B)	1,212,100	810,682	497,440
差額(C) = (A) - (B)	55,636	-92,909	-55,181
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	—	83,618.1	49,662.9
概算払補填金交付単価 (D) - 4,000円	—	79,618.1	45,662.9
うち積立金払底による 負担金の納付猶予(※10)	—	—	—
肉用牛交付金の交付日	令和3年4月27日(火)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 概算払交付では、確定交付金より過払いとにならないようにするため、一定額(現段階では4,000円)を減額しています。
- ※9 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※10 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肥育牛補填金単価

令和3年3月期

(単位:円/頭)

区 分	肉専用種 (東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
標準的販売価格(A)	1,325,750	751,301	434,717
標準的生産費(B)	1,210,779	780,922	495,742
差額(C) = (A) - (B)	114,971	-29,621	-61,025
確定補填金交付単価 (D) = (C) × 0.9	—	26,658.9	54,922.5
肉用牛交付金の交付日	令和3年5月27日(木)		

- ※1 上表の(C)差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
- ※2 平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
- ※3 交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
- ※4 交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
- ※5 交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
- ※6 交付財源(本県の各品種の肥育安定基金)が不足する場合、次月以降に繰延べて付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、該当品種の肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額で交付します。
- ※7 平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期(3カ月目)に精算します。
- ※8 令和2年3月期以降の肉専用種では、ブロック別単位で標準的売上額を算定金し、本県は東海3県のブロックでの算定となります。
- ※9 積立金(基金)の資金不足で払底状況となったため、不足する積立金の追加負担金の納付は、交付金の交付時まで猶予し、納付額はと交付額と相殺します。

2 令和3年1月期及び2月期の確定補填金単価と精算払交付額

(単位:円/頭)

月別	区 分	肉専用種(東海・愛知)	交 雑 種	乳 用 種
1月期	確定補填金単価 ①	—	22,759.2	43,453.8
	概算払単価 ②	—	19,405.9	39,958.7
	精算払単価 ①-②	—	3,353.8	3,495.1
2月期	確定補填金単価 ①	—	82,541.7	48,483.9
	概算払単価 ②	—	79,618.1	45,662.9
	精算払単価 ①-②	—	2,923.6	2,821.0

- ※1・2月期補填の精算払い交付は、3月期の補填交付(1回目)と同日に振り込まれます。